



# 記念樹配布・緑化推進事業補助を実施しています

都市整備課 内線 283

## 1. 記念樹配布事業

扶桑町に在住の町民皆さんの特別な記念日を対象として樹木の苗をプレゼントしています。

### ▼対象記念日

- ご結婚 ●お子さんの出生 ●住宅の新築・購入
  - 入学・入園もしくは卒業・卒園 ●成人・還暦・その他
- ※申込み有効期間は、対象記念日から1年以内です。  
 ※誕生日や結婚記念日など恒例的な記念日は対象になりません。

### ▼申請方法

記念樹配布申請書、記念日を証明できる書類の写しを添付して都市整備課へ提出してください。  
 ※申請書様式は都市整備課窓口もしくは扶桑町ホームページからダウンロードできます。

### ▼配布方法

対象となる要件を確認し交付を決定した後、「配布券」「受領書」を申請者へ送付します。  
 6月、11月、3月の指定した期間内に、「配布券」及び「受領書」を都市整備課窓口へ提出し、樹木の苗と交換します。



種類	
キンモクセイ	ハナミズキ
ブルーベリー	ライラック
キンカン	5種類のなかから1本お選びください。

※記念樹は扶桑町内に植栽するものとします。

## 2. 扶桑町緑化推進事業

建物屋上、壁面及び住宅の生垣の設置に係る経費の一部を補助する制度を実施しています。

区分	植栽の基準	補助率	補助限度額
屋上緑化	樹木又は地被植物等（一年草は除く）を主体とした緑化面積3㎡以上の植栽（プランター使用の場合は1基あたり容量100ℓ以上を使用）	緑化区画の造成及び灌漑施設等の工事、土壌及び植栽に要した経費の2分の1（施工面積1㎡あたり補助額2万円を上限）	30万円
壁面緑化	つる性植物等（一年草は除く）を主体とした緑化面積3㎡以上の植栽（プランター使用の場合は1基あたり容量100ℓ以上を使用）	つる性植物の購入並びに植栽及び誘引資材の設置に要した経費の2分の1（施工面積1㎡あたり補助額1万円を上限）	30万円
生垣設置	建築敷地に対して行う延長5m以上の樹木の植栽（既存のブロック塀を取り壊しての設置の場合は2m以上） ただし、以下の条件にすべて当てはまること。 ア．植栽の全部が敷地の外から確認することができ、その一部は公道に接すること イ．樹木の高さは植栽面より70cm以上 ウ．延長1mにつき2本以上 エ．生垣が公道に接する場合、道路の中心線から2.5m以上後退していること	生垣の設置に要した経費の2分の1（延長1mあたり補助額6千円を上限） ただし、地上60cmを超える高さのコンクリートブロック等の基礎の上に生垣を設置したものを除く。	10万円

### ▼申請方法

工事に着手する日の10日前までに補助金交付申請書に必要な書類を添えて提出してください。  
 （ただし、町税の滞納者、建物敷地を5年以下の賃貸借契約で借りている方等は対象外となります。）

### ▼問い合わせ 都市整備課

# まちに緑をふやしませんか

都市整備課 内線 283

近年、環境問題への関心の高まりを背景として都市における森や緑には、地球温暖化の抑制やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など、多くの機能に対する期待が高まっています。

しかし、現在、都市化による緑の減少や手入れ不足の森林の増加により機能の低下が危惧されています。

私たちは、普段の生活の中で、自然からの恩恵を知らず知らずのうちに受けています。そうした自然をもっと豊かにして、次の世代に残していくために、まちに緑をふやしていきましょう。



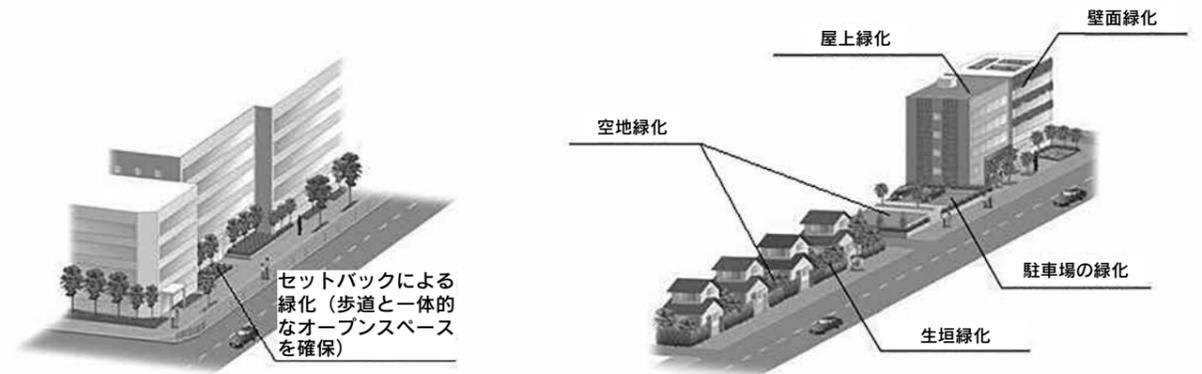
## 扶桑町都市緑化推進事業補助金制度 （あいち森と緑づくり都市緑化推進事業 愛知県補助事業）

扶桑町では、愛知県が行う「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく間接補助事業により、民有地の緑化の経費に対し、予算の範囲内において補助金の交付を実施しています。この事業（緑の街並み推進事業）は、町内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落の民有地において、まとまった規模※での優良な緑化工事費の一部を助成し、民有地緑化を推進する事業です。

補助対象要件など詳しくは、都市整備課へお問い合わせください。

※まとまった規模・・・緑化面積が50㎡以上、生垣設置については延長15m以上。

### 緑の街並み推進事業



## 「緑の募金」でふせごう地球温暖化

緑の募金にご協力ください

（春期：4月1日から5月31日 秋期：9月1日～10月31日）

緑の募金は「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（平成7年6月施行）に基づき、自発的な活動を生かして森林整備や緑化推進等を図る目的で、実施しています。